

## 第 8 回国立国会図書館契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成 23 年 11 月 22 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 国立国会図書館総務課第二会議室	
委員長及び委員	委員長 山口俊明（公認会計士） 委員 本田実（城西国際大学 IT 教育センター教授） 委員 山本清（東京大学大学院教育学研究科教授）	
審議対象契約期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日	
指名停止の運用状況	なし	
抽出事案（件）	6	（備考）事案総数 510 件
競争入札（物品役務等）（件）	2	<p>契約件名：国立国会図書館建築物等の保全 契約相手方：株式会社山武 契約金額：236,250,000 円 契約締結日：平成 22 年 4 月 1 日 担当部局：総務部会計課</p> <p>契約件名：次期来館者管理システム設計・開発作業（平成 23 年度作業分） 1 式 契約相手方：株式会社日立製作所 契約金額：53,999,400 円 契約締結日：平成 23 年 4 月 1 日 担当部局：総務部会計課</p>
随意契約（物品役務等）（件）	4	<p>契約件名：電子計算機システムの運用作業 1 式 契約相手方：株式会社日立製作所 契約金額：252,194,040 円 契約締結日：平成 22 年 4 月 1 日 担当部局：総務部会計課</p> <p>契約件名：国立国会図書館東京本館における図書館資料の出納等作業（本館分） 1 式 契約相手方：日本通運株式会社東京ベイエリア支店 契約金額：206,640,000 円 契約締結日：平成 22 年 4 月 1 日 担当部局：総務部会計課</p> <p>契約件名：国立国会図書館東京本館における図書館資料の出納等作業（新館分） 1 式 契約相手方：日本通運株式会社東京ベイエリア支店 契約金額：245,700,000 円 契約締結日：平成 22 年 4 月 1 日 担当部局：総務部会計課</p>

		契約件名：電子図書館基盤システム次期システム等工程 管理支援等作業 1式 契約相手方：日本アイ・ビー・エム株式会社 契約金額：252,000,000円 契約締結日：平成23年4月1日 担当部局：総務部会計課
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告	なし	
抽出委員の選出	山本委員を次回の抽出委員に指定した。	

## 別紙

意見・質問	回答等
<p>・システム開発作業に関する案件で、一般競争入札にも関わらず落札率がかなり低いものがあるが、なぜこのように低くなったのか。</p> <p>・一般競争入札で、特殊な技術を要するとは思えないにもかかわらず、2者しか応札者がいない案件があるが、もっと参加者が多くてもよいのでは。</p> <p>・「電子計算機システムの運用作業 1式」において、新システムへの移行のため、旧システムとの6か月間の並行稼働期間を設けているが、その期間の根拠はなにか。</p> <p>・「国立国会図書館東京本館における図書館資料の出納等作業」について、本館分と新館分の2件とも同一の業者が随意契約で締結しているが、一本化した契約として検討できなかったのか。</p> <p>・各システムの開発業者以外でも運用保守ができるよう、工程管理支援業者と協力して要件定義を行い、開発業者にドキュメントを作らせておくべき。</p> <p>・システムの工程管理支援業務において、支援業者による系列製品の推奨などの事態がありうるので、公正な調達に損なわれないよう留意すべき。</p>	<p>・この案件は、総合評価方式による入札を行った。予定価格を設定する際に、技術点の高い業者による見積価格を参考にしたところ、技術点の低い業者がより安価な価格で落札したため、落札率が低くなった。加算方式による総合評価方式では技術点の低い業者が落札した際には起こりうること。ただ、今回のように技術点の差が大きい場合に、価格点による逆転が起こることは珍しい。なお、技術点が高い業者でも、入札のための仕様は満たしているため問題はない。業者が仕様を満たしていない場合には、不合格のため入札不可となる。</p> <p>・当館の規模での業務を考えると、ある一定規模以上の業者に限定されてしまう。入札説明書は4～5者が取りに来るが、最終的に応札者は2～3者になる。</p> <p>・ネットワークの規模、機器設置後の設定作業等を考慮したうえで定めた。決定の際には、CIO補佐官の事前確認を受けて、移行期間が妥当であることを確認した。</p> <p>・以前は、出納作業について1件で調達していたが、作業規模の問題から、多くの業者が参加しやすいよう本館と新館に分割して入札を行った。結果として同一業者が受注している。なお、平成24年1月以降の新システムの下での作業は、作業内容により4つに分割したことで、より多くの応札者があった。</p> <p>・開発業者に対しては、設計段階だけでなく、成果物としての運用保守マニュアル等、ドキュメントの作成も要件とさせている。</p> <p>・支援業者には、関係する開発や機器の導入等関係する入札に参加できないよう入札制限をかけている。また、系列の製品が推奨されることのないよう注意している。</p>